

令和4年度 第1回南国市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 令和5年2月8日(水) 午後7時～午後8時

場 所 南国市役所 5階 第3～5委員会室

出席委員 島内委員、井坂委員、味元委員、西田委員、竹村委員、浜田委員、
西本委員、杉本委員

○議事録署名人の指名

南国市国民健康保険規則第9条に基づき、島内委員と竹村委員を会議録の
署名人として指名

【議題の経過及び結果】

議案第1号 出産育児一時金の改定について

議案第2号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計予算案について
令和5年度国保制度改正について

報告第1号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計決算報告について

報告第2号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計決算見込みについて

報告第3号 保険料(税)統一について

その他

この議事の経過を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び議事録署名人が
署名する。

令和5年3月3日

会 長

杉 本 理

議事録署名人

島 内 幹 夫

竹 村 明

1 日 時 令和5年2月8日(水)午後7時～

2 場 所 南国市役所 5階 第3～5委員会室

3 出席者 委員(12人中8人出席)

島内 幹夫 委員

井坂 公 //

味元 議生 //

西田 光宏 //

竹村 明 //

浜田 和子 //

西本 良平 //

杉本 理 //

南国市副市長

保健福祉センター所長

税務課長

村田 功

藤宗 歩

高野 正和

【事務局】

市民課長

市民課国保係長

市民課国保係技幹

// 主査

// 主事

横山 聖二

岡崎 七重

山本 三恵子

石丸 香穂里

藤本 遥

4 議 題

議案第1号 出産育児一時金の改定について

議案第2号 令和5年度南国市国民健康保険特別会計予算案について

令和5年度国保制度改正について

報告第1号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計決算報告について

報告第2号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計決算見込みについて

報告第3号 保険料(税)統一について

南国市国民健康保険運営協議会 委員名簿

	氏 名	所 属
被保険者を代表する委員	高橋 幸子	
	島内 幹夫	
	野村 雅子	
	植野 永子	
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	井坂 公	土佐長岡郡医師会
	岡 瑛世	土佐長岡郡医師会
	味元 議生	土長南国歯科医師会
	西田 光宏	高知県薬剤師会香長土支部
公益を代表する委員	竹村 明	南国市社会福祉協議会
	浜田 和子	南国市議会
	西本 良平	南国市議会
	杉本 理	南国市議会

岡崎国保係長

本日は大変お忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。
本日、議事に入るまでの間、司会進行を務めさせていただきます市民課国保係の岡崎と申します。よろしくお願い致します。
まず最初に本日の資料の確認からさせていただきます。

～資料の確認 事前配布資料、当日配布（次第、追加資料）～

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。
ただ今より、令和4年度 第1回南国市国民健康保険運営協議会を開会致します。本日の出席委員は12名中 8名となっており、委員定数の半数以上の出席がありますので、南国市国民健康保険規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。
開会にあたりまして、副市長から挨拶がございます。
副市長よろしくお願い致します。

副市長

皆様、こんばんは。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。
夜分にもかかわらず南国市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。寒くは、ないですね。
また、委員の皆様方には、日頃より国民健康保険行政への多大なご支援、ご協力を賜りまして重ねてお礼申し上げます。特に医療従事者の皆様方には日々の新型コロナウイルス感染症へのご対応等でご尽力をいただいております、大変頭の下がる思いです。
さて、先日新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけについて、政府は5月8日から「2類」から「5類」に移行する方針を決定いたしました。これにより、これまでの行動制限が解かれ、コロナ前の社会活動への希望が持てるようになりました。また、一般の医療機関でもコロナ患者の受け入れや診察が可能となり、医療のひっ迫は軽減されるのではないかと想定されております。一方で、新たに患者を受け入れることとなる医療機関の感染対策や病床確保などの問題や、これまで必要なかったコロナに係る医療費負担が発生することで、患者が受診控えを起こしかねないという懸念もあります。新型コロナウイルス感染症の第8波は少し落ち着きつつあるようですが、海外ではまた新たな変異ウイルスが見られ、WHOでは再び世界的な感染者数増加につながる可能性を警告しており、まだまだ油断ならない状況です。
南国市としましては、今後の動向を注視しつつ、政府の政策等も確認し、関係機関と連携を行って、これまで同様に感染対策等徹底して行い、業務に取り組んでまいります。
このような中ではありますが、本日は、国民健康保険条例にかかる改正について、諮問させていただきたくお集まりいただきました。また、昨年度の決算報告と合わせ、来年度の国保制度改正についてもご説明させていただきたいと思っております。お時間の許す限り、皆様方のご意見等をお伺いしたいと存じますのでどうぞよろしくお願い致します。
最後になりましたが、日頃から本市国民健康保険事業に対しまして、ご理解・ご協力を頂いておりますことに、重ねてお礼申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

岡崎国保係長

ありがとうございました。
続きまして、今回、委員の交代がございますので、初めに、委員の皆様方、自己紹介

をお願いいたします。

～委員各自による自己紹介～

どうもありがとうございました。

続きまして、国保運営協議会の会長を決めさせていただきたいと思います。

南国市国民健康保険規則第11条では、「会長は会務を総理し、協議会を代表し、並びに会議の議長となる。」、「会長の任期は1年とする。」と定められています。

会長は、公益を代表する委員から選出することとなっておりますが、立候補や推薦はございませんでしょうか？

(挙手なし)

なければ、事務局案としましては、杉本委員を会長に推薦させていただきたいと思います。いかがでしょうか？

各委員

異議なし

岡崎国保係長

それでは、杉本委員に会長をお願いしたいと思います。

杉本委員は、会長席に移動をお願いします。

ありがとうございました。

これからは、杉本会長に司会進行をお願いします。

杉本会長

会長を仰せつかりました杉本でございます。

どうぞよろしく。

それでは座って議事を進めさせていただきます。

議事に入る前に、議事録署名人について、こちらから指名させていただくこととなりますが、島内委員と竹村委員をお願いしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

各委員

異議なし

杉本会長

ご異議なし、と。

それではこの2人をお願いいたします。

また本日の書記につきましては、市民課国保係の石丸さんをお願いすることにします。

よろしくお願いします。

それでは議題に入っていきたいと思います。

本日の議題は、議案2件と報告3件ということになっています。

ではまず、議案第1号について事務局よりご説明をお願いします。

横山市民課長

それでは議案第1号、出産育児一時金の改定についてご説明いたします。

岡崎国保係長

条例改正に係る事項となりますので、事務局の市側から、当協議会に諮問書を提出させていただきます。

副市長よろしくをお願いします。

副市長

よろしくお願いします。

令和5年2月4日南国市国民健康保険運営協議会会長様 南国市長平山耕三。

出産育児一時金の改定について諮問。

出産育児一時金の支給について、下記の通り、南国市国民健康保険条例を一部改正し、支給額の改定を行いたいのので、南国市国民健康保険規則第三条の規定に基づき、協議会の意見を求めます。

1. 改正の趣旨 出産育児一時金については、国の全世代型社会保障構築会議によりこども・子育て支援の充実として令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げる方針を掲げ、健康保険法施行令が改正された。これを受け、本市においても出産育児一時金の額を改めるもの。

2. 条例改正の主な内容 南国市国民健康保険条例第5条の出産育児一時金の支給について、支給額を現行の40万8千円から48万8千円に変更する。出産育児一時金については、産科医療補償制度に加入している医療機関等で分娩した場合、その掛金1万2千円を上乗せして支給しているものでございます。

3. 施行日 令和5年4月1日 以上でございます。よろしくお願いします。

～副市長から杉本会長へ諮問書を提出～

杉本会長

では事務局の説明をお願いいたします。

横山市民課長

改めまして第1号議案の説明をいたします。資料の2ページをご覧ください。まず第五条の対照表の方ですが、現行では、被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として40万8,000円を支給するとなっておりますが、改正案としまして、48万8,000円を支給するに改めます。

改める理由としまして、資料の改正の背景の3行目にありますが、健康保険法施行令第36条が改正され、4月1日より48万8,000円に変更すること。また、出産費用は年々増え続けている状況でして、それに対応するためでもあります。資料3ページに、出産費用の推移がありますので、参考にしてください。1号議案の説明については以上になります。

杉本会長

事務局から説明がありました議案第1号について、何か皆さんの方からご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようですので、それでは議案第1号について採決を取らせていただきます。

議案第1号に賛成の方の挙手を求めます。挙手をお願いいたします。

はい。全員賛成となりましたので、議案第1号については、本協議会として承認することといたします。それでは次の議題である、議案第2号について事務局より説明をお願いいたします。

横山市民課長

はい。議案第2号、令和5年度南国市国民健康保険特別会計、当初予算案についてご説明いたします。資料の4ページをご覧ください。令和4年度との比較の数値が大きい項目をご説明いたします。まず歳入ですが、現年度分の国保税につきましては、8億3,053万2,000円で、3,605万5,000円の減収となっておりますが、主に被保険者数の減少を見込んだものとなっております。国保税の小計が8億6,518万円で、3,789万3,000円の減収となっております。項目が二つ飛びまして、県支出金の普通交付金ですが、41億8,580万円で、4,100万円の減収となっておりますが、普通交付金の一部を除いた保険給付費を対象経費としていますので、保険給付費の減額によるものとなっております。

次の繰入金の一般会計繰入金は4億9,617万8,000円ですが、繰入してもよいと定められたもの、いわゆる法定繰入となっております。基金繰入金はゼロとなっております、繰入金の小計が7,725万6,000円の減収を見込んでおります。

その他の収入を含めまして、歳入の合計が56億6,633万3,000円で、令和4年度との比較で、1億6,091万8,000円の減額となっております。

次に歳出ですが、総務費が8,058万7,000円で、2,238万9,000円の減額となっておりますが、これは令和4年度に国保標準システムを導入し、システム改修、改修費のため増額となっていました、令和5年度はそれがいないため減額となっております。

次の保険給付費ですが、42億235万円で、4,327万円の減額となっておりますが、これも被保険者数の減少により医療費の減額を見込んでおります。

次の国保事業費納付金は、12億8,922万円ですが、市町村が県に納付する金額になっておりまして、これは県から金額は示されたものとなっております。

項目が二つ飛びまして、基金積立金、4,156万8,000円ですが、国保事業費納付金の減少幅が大きいので基金への積み立てを計上しております。

その他の支出を含めまして、56億6,633万3,000円で出入同額となっております。

なお5ページには各項目の割合をグラフで示しておりますので、参考にしてください。資料6ページになりますが、令和5年度予算案に反映しております制度改正の項目を載せております。出産育児一時金の引き上げにつきましては、先ほど説明した通りとなっております。

高野税務課長

続きまして、国の税制改正によって国保税の課税限度額の引き上げが令和5年度もなされます。令和2年99万円、令和3年度は据え置き、令和4年で102万、令和5年は更に2万あがりまして104万円が上限となります。高所得者の限度額が引き上げられます。この引き上げとセットで中間所得層に配慮し、5割、2割軽減の対象者について、軽減に該当する所得限度額が引き上げとなります。5割軽減対象者が28万5,000円から29万円に引き上げ、2割軽減所得基準が52万円から53万5,000円に引き上げとなり、軽減にかかる対象者が増えるということでございます。

さらに産前産後の保険料の免除が検討中ということでございまして、先週、税制改正の県の説明会がありましたが、説明はありませんでした。出産の産前産後4ヶ月の国保税の均等割所得割に係る免除制度で令和6年1月から導入予定とされておりまして、まだ正式決定ではございません。

この1月という表現が不明で和5年課税分から免除があるのか、それとも令和6年度なのかもわかっていないところですが、税制改正として国が検討しているということでございます。

2号議案の説明につきましては以上になります。

杉本会長

はい。

ただいま事務局から説明がありました議案第2号について、皆さんの方から何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

島内委員

いいですか。歳入ですけれども、繰入金のところの基金繰入金が5年度はゼロとなっておりますが、過年度分の予算の実績を見るとですね、3年度なんかは1千万ですとか、2年度も1400万とかいうそういう繰入金を計上してありますが、ゼロということは、要するに国保財政調整基金からここへ出す部分が必要ないということですね。

また、歳出については基金積立金が4,000にながし積み立てるということは、積み立て

る余裕があるという、そういう見方ですかね。はい、わかりました。
ちなみに国保財政調整基金は今どれくらいです？

岡崎国保係長 資料の15ページに国保財政基金の推移が載っています。
3年度末の決算で約2億2,200万です。

島内委員 はい、わかりました。

横山市民課長 先ほどのご質問、補足ですけども、島内委員さんとも言われる通りですね、決算報告の方でも説明いたしますけども、今まで基金を繰り入れして、赤字解消するという方法でやっておりましたが、令和5年度につきましては、まだ当初予算の段階ですので、決算はどうなのかわかりませんが、今のところ、歳出の国保事業費納付金が前年と比較して1億3,900万減額となっておりますので、その分余裕が出ておりますので、基金の繰入がなくて、基金の積み立ての方に回ってるというふうに理解していただければと思います。
以上です。

杉本会長 他にございませんでしょうか。
なければ、それでは議案第2号について採決を取らせていただきます。
議案第2号に賛成の方は挙手をお願いいたします。
はい。全員賛成ということで、議案第2号については承認いたします。
次に次の議題である報告第1号について事務局より説明をお願いいたします。

横山市民課長 報告第1号令和3年度南国市国民健康保険特別会計決算報告の主な項目のご説明をいたします。資料の8ページをご覧ください。まず歳入の国保税ですが、現年度分9億255万7,000円、滞納分が3,967万1,000円、計9億4,222万8,000円で、対前年額が5,046万円の減少となっております。収納率は、現年度分は95.1%、滞納分が32.6%、小計が88.0%、小計が昨年度と比較しましてほぼ同一という状況となっております。
二つ項目が飛びまして、県支出金の普通交付金ですが、40億7,029万円で、2,976万4,000円の減少となっておりますが、これは保険給付費の減額によるものです。
次の繰入金ですが、一般会計繰入金5億2,583万8,000円は法定繰入となっております。下段の基金繰入金と合わせまして、5億3,813万1,000円となっております。
その他の収入を含めまして、歳入の合計が56億9,097万2,000円で、7,270万8,000円の減額となっております。続きまして歳出ですが、総務費が7,982万円で、478万4,000円の増額となっておりますが、これは国保標準システムの構築委託によるものとなっております。
次の保険給付費は、40億8,990万1,000円で、3,588万6,000円の減少となっておりますが、これは主に被保険者数の減少によるもので次の国保事業費納付金は14億7,654万2,000円で、4,275万6,000円の減少となっています。一つ飛びまして、保健事業費3,910万2,000円は、139万1,000円の増額となっておりますが、これは特定健診の受診率向上対策の費用増加によるものです。
その他の支出を含めまして、歳出の合計が56億9,097万2,000円で、出入同額となっておりますが、歳入の基金繰入金が1,229万3,000円とあるとおり、この分実質赤字ということになっております。なお9ページには各項目の割合をグラフで示していますので、参考をお願いします。報告第1号の説明については以上になります。

杉本会長	ただいま事務局から説明がありました報告第1号について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。
島内委員	すいません。ちなみに滞納者については、保険証は、どんな対応されております？
杉本会長	事務局どうぞ。
岡崎国保係長	滞納者につきましては、過年度の滞納の状況を考慮して、有効期限を短くした短期証を交付しています。
高野税務課長	通常1年間の保険証ですが、滞納の確認をして6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月といった短い期限で交付し、納付していただいたら、延長するような形を取っております。ただし、受診の必要がある場合は例外的に交付することもあります。原則的には短期証が切れる期間の間には必ず納付をしていただくようにしています。よろしいでしょうか。
島内委員	はい。
杉本会長	他にございませんでしょうか。 はい。西田委員。
西田委員	督促手数料とはなんでしょうか。
杉本会長	税務課長。
高野税務課長	はい。国保は9期納期があるのですが、納期を過ぎても納めていただけない方には督促状を発しています。一通発する毎に、手数料100円かかっておりまして、その手数料でございます。令和5年度から全庁的に督促手数料を廃止することになっておりますが、予算に載っていたのは過年度の決算の話ですね、ここはその100円の督促手数料の集まった金額でございます。
杉本会長	はい。他にございませんでしょうか。 ないようですのでそれでは次の議題である、報告第2号について事務局より説明をお願いします。
横山市民課長	報告第2号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明いたします。資料の10ページをご覧ください。 ここで資料の訂正をお願いします。本日お配りしました追加資料の方とあわせてご覧ください。歳入のほうになりますが、令和3年度決算額の報告分になりますが、現年度分、9億4,182万3,000円を9億255万7,000円に、滞納分40万5,000円を3,967万1,000円に訂正をお願いいたします。 はい。それでは主な項目をご説明いたします。 まず歳入になりますが、国保税の現年度分と滞納分を合わせまして、9億307万6,000円で、3,915万2,000円の減額見込みとなっております。項目は二つ飛びまして、県支出金の普通交付金41億1,680万円は、4,651万円の増額と見込んでおります。次の繰入

金の基金繰入金3,371万6,000円は、2,142万3,000円の増加となっておりますが、これは国保税やその他の収入が減少しておりますので、その補填のため増額となっております。

歳入の合計になりますが、57億1,740万9,000円で、2,643万7,000円の増額を見込んでおります。

続きまして歳出ですが、総務費が、1億1,148万1,000円で、3,166万1,000円の増額を見込んでおります。保険給付費は41億2,562万円で、3,571万9,000円の増額を見込んでおり、次の項目の国保事業費納付金につきましては、14億2,814万7,000円で、4,839万5,000円の減額となっております。その他の支出を含めまして、歳出の合計が57億1,740万9,000円で、支出入の増額となっております。

報告第2号の説明につきましては以上になります。

杉本会長

ただいま事務局から説明がありました報告第2号について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

ないようですので、次の議題である、報告第3号について事務局より説明をお願いいたします。

横山市民課長

報告第3号、保険料統一につきましてご説明いたします。

資料の11ページをご覧ください。昨年8月22日に保険料統一に向けた知事市町村長会議がありまして、県より基本方針案が示され、正式合意に至っております。

基本方針は、資料の12ページにありますが、その主な内容を資料11ページの主な方針に載せております。簡単に主な方針を読みたいと思います。

県内のどの市町村に住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料。統一は令和6年度から開始、6年間の経過措置期間を経て、令和12年度には完全統一。市町村は統一に向けて、赤字解消等の財政健全化を行う。県と市町村は、収納率向上や保健事業等による医療費適正化をより一層強化し、統一保険料の抑制に努め、市町村は、事務の広域化、標準化に取り組み、統一に向けた取り組みの進捗状況については8年で中間評価を行うという内容になっております。今後の動きについてなんですが、資料の11ページにある通りとなっておりますが、特に県が行っていくことでは二つ目のマルになりますけども、県版のデータヘルス計画の策定。市が行っていくことでは、この二つ目の括弧書きの中にありますが、第三期データヘルス計画をそれぞれ令和5年度に予定しております。

また、資料13、14ページには昨年11月9日開催の研修会資料の抜粋を載せております。13ページが令和12年までのスケジュール枠、14ページが今後委員皆様をお願いしたいことになっておりますので、参考にしてください。報告第3号の説明につきましては以上になります。

杉本会長

ただいま事務局から説明がありました報告第3号について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

島内委員

いいですか。この県内の統一化ですが、市町村によってスタートが違うのですか。違うとしたら南国市はいつ頃か。

岡崎国保係長

こちらの11ページにあります通り、主な方針としまして、統一は令和6年度から統一を始める。

島内委員	これは市町村が一斉に始める？
岡崎国保係長	令和6年度から県が基準を示し、そこから始まりますが、必ず6年から全市町村合わせなさいと言うわけではなく、経過措置期間が6年間あります。令和12年には完全に統一化になります。
島内委員	それはわかります。スタートが、各市町村がどんなになるのかなあという感じを持っている。今の説明であれば、6年に34市町村が一斉？
副市長	すいません。島内さん言われるように、みんなが用意ドンで動き出すかっていうところだと思うんですけど。結局、34市町村の状況はバラバラです。すごく高いところ低いところ、行政が手を足しちゅうところ、それを皆一律にヨーイドン向かってそこに動くんですけど、事情がございますので、それがてんでばらばらになると思います。目標点は決まっております。そこで遅いところもあれば、もうまっすぐ線を引くところもあるかもしれませんが。
島内委員	スタートは一緒やけど、ちょっと到達が遅れるということ？
浜田委員	反対よ、到達は一緒やけど、始まりは市町村の状況によりスタートが変わるということ。
横山市民課長	すいません。追加で補足説明ですけども、資料11ページにあります主な方針の二つマルの統一っていう6年度から開始っていう部分がちょっと島内議員さんにもちょっと惑わすところになってるんじゃないかなと思うんですけども、12ページの基本方針を見ていただいてですね、右側の二つ目の項目、令和6年度から国保事業費の配分に医療費水準を反映しないこととし、6年間の経過措置期間を設けた上で、12年度に保険料水準統一をします。 令和6年度から6年間の経過措置期間を設けた上でということ、令和6年度から必ず統一に向けた措置等は必ず始まるということではなくてですね、あくまでも、令和12年度に向けた経過措置期間が始まるというふうに理解していただければと思います。
杉本会長	ほかにございませんでしょうか。
島内委員	ちょっと追加ですね。統一化やっついこうということで今後、市の仕事はかなり削減されるのでしょうか。今の仕事からね、今度統一に向けた方法になった時にちょっと仕事の内容が変わってきます？
岡崎国保係長	事務処理の今見直しというところで、皆さん同じ統一保険料になることは、事務を統一しなければ、不公平感があるので、やっぱりそこを市町村に合わせていこうというふうにしてます。市町村で資格と給付、税、財政とで作業部会とかいうのを作りまして、それぞれの部門ごとに、統一に向けて、同じような取り組みをしていこうというのを考え中です。
浜田委員	事務量が減るかどうということ

岡崎国保係長	事務量としましては、国がシステム等を統一化しようとしていますので、ゆくゆくは画一化されると思います。
島内委員	変わらんということですね。分かりました。
西本委員	報告第3号のところに関係するんですけど、聞きよったらどうも小さい市町村の救済にはぼっちりで、大きい市町村にはそんなにメリットが出てくるかなというところも、そんな気がします。それと、それに合わせていくと交付率もそうですが、滞納のところなんかがあって、その命に関わることでですから当然ですが、悪いのは治療してもらわないかんから、そういう措置というのは、当然のことだろうと思うけども、収納率上げていくことで、例えば1年を超えても出すのですか？そのあたりも、どういう出し方が適切なのかというの、我々も同じ国保を利用させてもらっている者としても、滞納しとったら、普通はあんまり交付してくれないのではないかっていうのはあるんですが、理由が確かに皆さんあると思うんで、あれなんです、この辺りの非常にナイーブなところがこれから統一する時にやらないかんのじゃないかなというの。一つと、もう一つは予防的に今やって、できるだけ費用をいらんようにしていくには、病気にかからんように特定健診を受けるとか、やっぱり運動としてしっかりと県下統一してやっていかなきゃいけないのかと。 というの、これが置き去りになると、ただ単なるそういう説明みたいにならないようにするためには、市民に啓蒙活動していくと。それからジェネリックの利用も多い交渉でもかなり今上がってきたと思うんですが、そういうようなことも含めてですね、利用料金というのを、統一をしていくということは、保険料がいいことではあるんですが、なかなかこれ、6年ぐらいで、目に見えて皆さん納得できるような数字にいくの、かなっていうのは、ちょっと私これ、心配です。何かお答えいただけたらと思います。
杉本会長	市民課長。
横山市民課長	はい。すいません。今2点ご質問があったと思うんですけども前後しますが、2点目の方になりますけれども。特定健診につきましては、令和2年度の受診率が34%で、令和3年度36%となっております。令和2年度の場合はコロナ禍の影響が多かったようですが、今ですねまだ令和4年度、やってる最中ですけども。終わったらもう、私個人の見込みでは36%埋まるんじゃないかなと思っているところで、うまく係としてもですね、そのところを押し進めているところでして。やはり生活習慣病を治していくと、1人当たりの医療費を下げっていくということが今緊急の課題になってると思っております。
岡崎国保係長	短期証になる要件は市で決めているところがあるので、統一になった場合にどういう取り扱いをするかということも、これから統一までの1年で議論していかなければならないです。例えば、税の減免の基準なんかも市町村で違ってたりしますので、議論する必要があります。県としてもその収納率を上げるという取組も県下的にやっていこうということで、研修会も開いています。 この辺当たりの話はもう県下で合わせて協議しています。
杉本会長	税務課長。

高野税務課長 滞納があっても短期証が出ますが、悪質滞納者というような、払えるのに払わない方は差し押さえをします。この差し押さえするまでの期間はどんどん短くなっておりまして、短期証がでるということは、差し押さえする財産がない方、やはり低所得者の方ではないかと思しますので、差押え可能な財産がなければ、分納という話になるので、長期分納もありどうしても短期証になる場合があると思います。高知県で、収納率向上のために統一した収納率を設定しようじゃないかという話も出ておりますが、国保につきましては、以前にも説明したと思いますが、住民税の非課税であるとか、固定資産では土地や家屋を持っていないければ課税されないのですが、国保につきましては、どんな低所得者の方でも課税がされますので、人口が多い市町村ほど収納率は下がり、高知県で言いますと高知市が一番低くて、その次に人口が多い南国市が、低くて95%ぐらいです。

国保の加入者人口は減っていますんで、どんどん加入者人口が減っていけば、南国市の収納率も自然と上がってくると思います。人口規模の小さい市町村においては、99%や100%の収納率もあるのですが、そういったところで収納率が低ければ、努力が足りないと思いますが、南国市では、従前から滞納処分型の滞納整理をしておりますので、精一杯と言ったら言い過ぎかもしれませんが、努力をした上で現在の収納率でございまして、払えるのに払わない人については、当然すぐに差し押さえをしているところでございます。

西本委員 了解しました。

杉本会長 はい。他にございませんでしょうか。

竹村委員 はい。ちょっと、元へ返りますけど、私、民生委員もしてまして、聞かれたらどうしようかと思っているんですが、異常分娩ですよね。異常分娩の人というのはどれぐらいの割合でいるんですか。異常分娩になったときには、48万8000円はもらえるんですか。

岡崎国保係長 帝王切開といった異常分娩の場合は、医療ということになりますので、医療費が適用されます。別に、出産育児一時金ももらえます。

竹村委員 保険証を使って、病気の時とおんなじ治療して、それでかかった個人負担した医療費は負担してもらえて。自己負担については払う必要がある？

藤宗委員 お母さんの体にメスをいれたことには、支払いをして、そこは医療行為です。（出産育児一時金とは）赤ちゃんが生まれたことに対してのというイメージで。

竹村委員 わかりました。

それと西本委員さんからもあったように、この予防することは非常に大事ですよ。健診の推進はもちろん言いますが、今長寿支援課がやってるフレイル予防、これをね、本当に推し進めた方が本当にいいと思います。食べることも運動すること、社会参加。これはもう、健康の予防に絶対必要やと思います。皆さん、しっかり進めるようお願いしたい。すいません。

杉本会長 最後までします。副市長、何かよろしいですか。ほかにございませんでしょうか。

質問、ご意見などないですか。それでは事務局から他に連絡事項はございませんでしょうか。ないですか。はい。それでは、以上で。

島内委員

ちょっと、構いませんか。
マイナンバーカードが保険証と併用するとか、それから電子処方箋が今後導入されるとか。それについて、ちょっと先生の方から、いや市の方から説明いただけたら。それがいつごろどんなに進んでいくのか、そのあたりを説明内容してもらったらわかりやすい。
病院でもできるところできないところがあると聞いたが、そんなところがどんな具合だろうかと思うんですね。お聞きします。

杉本会長

市民課長。

横山市民課長

はい。まずご一つ目の質問のマイナンバーカードを使った保険証、いわゆるマイナ保険証のことなんですが、昨年、報道で、2024年秋位をめどに、現行保険証を廃止するというのが報道に載りましたが、それから、4ヵ月ほどたっておりますが、また国の方から具体的な方法、経過などは、通知が回っておりませんので、まだそのところにつきましてはどういった経過で、そちらの方に移行していくのか、まだ未定という状況になっています。

岡崎国保係長

電子処方箋につきましては、1月26日から始まっていますけれど、今、高知県で導入してるところが今、ない状況です。

杉本会長

はい。浜田委員。

浜田委員

保険証をマイナカードでやるっていうものについては、それをやる病院と、まだようやくやってない病院というのがあって、現在もうすでに始まっていると思うんです。部分的に、それは。だからその窓口に行ってここに翳してくださいっていうのがあるところへ行けば使えるということです。使えるという状況はもう始まっています。

杉本会長

はい。西田委員。

西田委員

今現在おっしゃるように、使える病院と薬局はあるんですけど、実際使われてる方っていうのはほとんどいませんし、保険証が今後なくなれば使わざるをえないかなという感じはあるんですけど。電子処方箋なんか、何やってるんですかと思って、意味わからない。多分普及はしないでしょうね。だって、公文書を電子で飛ばすんでしょ。おかしいな話でしょ。

浜田委員

処方せんをまず病院行ったらもらえますよね。それを薬局へ持っていった分が、その紙がなくなって、そっちで伝わるっていうだけのことでしょかね。

西田委員

役所さんは公印とか公印なしとか、そういうのありますけど最終的にはやっぱり、公文書なんで、電子でいいんですかそれは。

浜田委員

そういう方向にいくんでしょうね。

副市長	議会はオンラインでも構わないと言われていたから、それはかまんがやないですかね。
浜田委員	一般質問がオンラインでかまんと言われて納得がいかんけど。総括しかできんならせんろかと思ひよるけど。
副市長	デジタルにできるところとできない部分があるんじゃないのか、と。
杉本会長	はい。他にございませんか。
浜田委員	最終のこの資料の最後の端の資料を見たときに、令和4年の県の示す標準保険料率っていうのがありますよね。この南国市の現在令和4年の保険料率となってるんですけど、今までもいろいろとフレイルのことも努力することがあるんですけど、比較的に歳入歳出やっていった中では健全にいつてるかなと、南国市の保険料はいつてるなと思うんですけども。この県の標準にするということはなんぼ健全にいきよっても上げないかんというふうにとれるんですが、やっぱりこれ、目的、健全にいつてるかどうかという話ではなかったなと思ったんです。上げないと事が足らんということなんですかね、実績として。そういう質問です。
杉本会長	はい、事務局どうぞ。
岡崎国保係長	これは上げないといけないとは思いますが。それは南国市だけじゃなくて、どこの市町村もそうです。ただ、おそらく南国市は他の市町村に比べて上げ幅が少ないです。それプラス基金が、少しありますので、基金を上手に使って、ちょっとずつ12年に向けて上げていかないといけないと思います。被保険者の方に負担の少ないように基金を使えばと。
杉本会長	市民課長。
横山市民課長	すいません。 追加で、資料4ページの令和5年度の当初予算の方に戻ってしまうんですけども、先ほど説明しましたような、歳出の国保事業費納付金は、1億3,892万7,000円ほど減っておりますが、これがですね、もうずっと続くわけではございませんので、まだ上がる可能性が十分ありますので、そうなりますと、また基金の方が苦しくなってきますので、そのあとまた国保税に返ってくる。という状況になるのではないかと私個人的には思っております。
杉本会長	はい、西田委員。
西田委員	歳出の方を減らせばいいんじゃないですか。
杉本会長	市民課長。
横山市民課長	歳出の方を減らせばいいんじゃないですかというご質問だったと思うんですけども。予算計上の段階で、歳出の方が減額できればですね、それに越したことはないんです。

が、何分保険給付費の医療費の部分が歳出につきましては大部分を占めておりますので、その医療費全体が下がってきてもですね、1人当たりの医療費が上がっている状況になってますので、これを何とかしないと歳出を減少していけないという状況になっております。

そのためにも先ほど西本議員も話題にしましたが、保健事業とかの方に力を入れているという最中でございます。以上です。

杉本会長

はい、井坂委員。

井坂委員

直接関係のない話ですけど、先ほど西田先生の方からあったんで、私の知ってる範囲内で言わさしてもらいます。マイナンバーカードの保険証はどうなるんかっていうふうに関して言えば、国の方とか、主に社会保険事務所の方からは、4月からはそれが使えるようにしろと。で、そのための設備とかもどんどん整えよと出ております。かなりの数が、使えるようになると思います。だけど全員使えるかどうかわからない。

杉本会長

はい。
他にありませんか。

島内委員

はい。参考資料について、最後の21ページですけど、県の指標、保険料率の県の指標が4年、所得割が7.84、南国が8.30ということで、県の方がちょっと指標が低いんですね。

杉本会長

市民課長から説明を。

横山市民課長

はい。すいません。説明不足で申し訳ございません。資料の21ページの方もですね、追加資料の方に載せてありますが、三つ目の丸のところ21ページ、令和4年度、県を示す標準保険料率が、資料の方は7.84になっておりましたが、これが8.87の間違えとなっておまして、申し訳ございません。こちらの訂正をお願いいたします。

島内委員

そうだったら分かった。

杉本会長

他にございませんでしょうか。

各委員

はい。

杉本会長

ないようですので、以上をもちまして、本日の国保運営協議会を終了いたします。委員の皆様方のご協力によりスムーズな会の運営ができましたことは、心より御礼申し上げます。どうもお疲れさまでした。

各委員

どうもお疲れさまでした。